

東京国際空港（羽田）P4 本館駐車場増築工事
見積合せ参加希望者募集のお知らせ

平成 29 年 5 月 22 日

日本空港ビルデング株式会社
代表取締役社長 横田 信秋

今般、当社におきまして、「東京国際空港（羽田）P4 本館駐車場増築工事」の発注を予定しており、本事業の設計及び工事を実施していただく方を技術提案と見積金額による総合評価により決定します。

つきましては、本見積合せに参加希望される方を下記の通り募集しますので、お知らせします。

記

1. 事業概要

- | | |
|--|--|
| (1) 事業名 | 東京国際空港（羽田）P4 本館駐車場増築工事 |
| (2) 事業場所 | 東京都大田区羽田空港三丁目 第2ターミナル地区 |
| (3) 事業内容 | 東京国際空港（羽田）P4 本館駐車場増築工事（以下「本事業」という。）の設計及び工事を主な事業内容とする。 |
| (4) 建物概要 | 主要用途 空港利用者用立体駐車場
増駐車台数 600 台程度
増築規模・構造 7、8階増築 S造 |
| (5) 工事内容 | 増築工事・既存改修工事一式（建築・設備一括請負）
・ 建築工事
・ 電気設備工事
・ 空気調和・換気設備工事
・ 給排水衛生・消火設備工事
・ 昇降機設備工事
・ 駐車管制装置設備工事
・ 外構工事 |
| (6) 事業期間 | 事業契約締結日から平成 31 年 4 月中旬を予定 |
| (7) 発注者 | 日本空港ビルデング株式会社 |
| (8) 基本計画 | 株式会社梓設計 |
| (9) 技術アドバイザー | 株式会社三菱地所設計 |
| (10) 本事業は、事業の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業です。 | |
| (11) 本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。 | |

(12) 本事業は、見積合せ参加資格の確認後に技術提案を受け付け、金額以外の要素と金額を総合的に評価して受注者を決定します。

2. 指名・公募併用型見積合せについて

本見積合せは、指名と公募を併用した見積合せ方式であり、指名業者以外の方を対象に見積合せ参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、見積合せへの参加を認めるものです。

指名業者として選定された方には平成 29 年 5 月 22 日（月）に「指名通知」を発行します。

3. 見積参加応募者に共通の応募資格

(1) 本事業の見積合せに応募する者（以下「応募者」という。）は、本事業を実施することを予定する単独企業又は複数の企業で構成されたグループ（以下「応募グループ」という。）とし、グループで応募する場合は応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとします。

(2) 応募グループは、構成員のそれぞれが、設計及び施工のいずれの業務に携わるかを明らかにすること。また、応募グループの構成員の間で各業務を分担することは差し支えません。

(3) 応募グループの構成員の変更は認めません。但し、応募グループの構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議するものとし、発注者がその事情を検討のうえ当該変更を認めた場合はこの限りではありません。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続きの開始の申立てがなされていない者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 単独企業並びに応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員でないこと、また、単独企業並びに応募グループの構成員のいずれかと資本関係もしくは人事関係のある者でないこと。

(6) 発注者が本事業に関する検討を委託した建築コンサルタント会社等又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関係のある者でないこと。

4. 設計企業の応募資格

1. (3)に規定された事業内容を実施する見積合せの応募者（以下「設計企業」という。）は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次に掲げる資格を満たしている単体の企業又は設計共同体であること。

① 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

② 本事業の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても①を満たしている者であること。

(2) 管理技術者及び主たる分担業務分野（※1）（建築及び構造）の主任担当技術者は、一級建築士であること。また、主たる分担業務分野（電気・機械）の主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

(3) 管理技術者及び主たる分担業務分野（建築）の主任担当技術者は、設計企業が単体の企業である場合は当該企業と、設計共同企業体である場合は設計共同企業体の代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4)管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- (5)管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (6)管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築、構造、電気、機械）は、本業務で担当する分担業務分野において、平成29年4月1日迄に、次に掲げる同種又は類似業務に携わった実績があること。なお、海外の実績についても条件をみたしていれば実績として認めるものとします。

①共通

施設の建設工事の完成及び引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったもの。

②管理技術者、各分担業務の主任担当技術者

(ア)建物用途：立体駐車場又は類似施設（駐車場面積が過半を超える施設をいう。）

(イ)建物規模：延床面積50,000㎡以上。なお、複合用途建築物の場合の延床面積は、(ア)の用途に係わる部分はその建物の過半を占めている場合には建物全体を指すものとします。

- (7)主たる分担業務分野（建築）を再委託しないこと。
- (8)設計企業又は業務の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）は、他の応募グループの設計企業の協力事務所となっていないこと。
- (9)管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者については、技術提案書提出後から実施設計完了までの間、やむを得ない場合の外は、原則として変更を認めません。

注：※1 分担業務分野の分類は下表による。なお、見積合せ参加者において、これ以外に建築物の視覚的要素のデザインその他の独立した専門分野に追加することは差し支えませんが、その場合は当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。但し、この場合において当該分野の技術者の評価は行いません。

なお、下記の分担業務を分割して新たな分野として設定してはなりません。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空気調和設備」に係るもの

5. 建設企業の応募資格

- 1. (3)に規定された事業内容を実施する見積合せの応募者（以下「建設企業」という。）は、次のすべての要件を満たすことが必要です。
- (1)単独の企業又は特定建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体の結成方法は自主結成とし、共同企業体の構成員の数は2者以上3者以内であること。また、代表者は施工能力が最大かつ出資比率が構成員中最も高いものとします。

- (2) 共同企業体を結成する場合は、構成員の数が2者の場合は、すべての構成員が10分の3以上、構成員の数が3者の場合は、すべての構成員が10分の2以上の出資比率とすること。
- (3) 単独の企業又は共同企業体の代表者は次に掲げる条件を満たすこと。(平成29年5月1日現在)
- ①元請けとして完成・引渡し完了した、次に示す工事において、共同企業体の代表者または構成員として建築工事元請の施工実績(施工中を含む)を有すること。但し、共同企業体の代表者または構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限ります。
- (ア)平成14年4月1日以降に供用中の空港における延床面積が50,000㎡以上の新築又は増築工事(工区分割にて施工の場合は全体工区が50,000㎡以上とします。)
- ②建設業法第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,200点以上であること。
- ③建設企業は次に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (ア)1級建築施工管理技士又は一級建築士の免許を有する者。
- (イ)平成14年4月1日以降に供用中の空港における延床面積が50,000㎡以上の新築又は増築工事の施工経験を有する者。(工区分割にて施工の場合は全体工区が50,000㎡以上とします。)
- (ウ)監理技術者にあつては、建設業法による監理技術者資格証書を有する者。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員は次に掲げる条件を満たすこと。(平成29年5月1日現在)
- ①平成14年4月1日以降の空港における延床面積が10,000㎡以上の新築又は増築工事において、共同企業体の代表者または構成員としての施工実績(施工中を含む)を有すること。(工区分割にて施工の場合は全体工区が10,000㎡以上とします。)
- ②建設業法第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,000点以上であること。
- (5) 監理技術者については、技術提案書提出後から実施設計完了までの間、やむを得ない場合の外は、原則として変更を認めません。

6. 受注者(契約相手方)の決定、及び総合評価に関する事項

(1) 受注者の決定方法

- 1) 技術提案の評価及び見積金額を総合的に評価した結果、総合評価値が最も優れており、且つ見積金額が当社の定める予定価格以下であるものを契約の相手方とします。

(2) 評価項目

- 1) 設計業務・施工業務の実施体制
- 2) 特別な安全対策
- ① 供用中の空港施設に対する安全対策について
- ② 工事期間中における運用中のP4駐車場に対する安全対策について
- ③ 工事期間中における構内道路走行車両等に対する安全対策について
- 3) ライフサイクルコスト・維持管理コストの低減策
- 4) 総合的なコスト削減に関する提案

(3) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を20点とします。

- 2) 「標準点」は、失格条件に該当のない見積合せ参加者全てに100点を与えます。
- 3) 「加算点」は、見積要項書にて定める評価項目ごとに評価を行い、最高20点を与えます。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、見積合せ参加者の「標準点」と、3)によって得られる「加算点」の合計を、見積金額で除して得た評価値をもって行います。

(4) 技術提案に基づく施工

- 1) 技術提案に対する契約変更は行いません。
- 2) 不可抗力または社会的条件により、提案内容の変更の必要が生じた場合は、協議とします。
実際の施工に際しては、技術提案として事前に提出し、適正とされた技術提案に基づき、同等以上の施工を行うものとします。この場合、受注者の責により、当該技術提案に基づく施工がなされない場合、提案不履行の内容によっては、契約金額の減額等の措置を講ずる場合があります。

7. 応募方法

(1) 見積合せ参加応募書類の入手方法

見積合せ参加応募書類につきましては、下記(7) 当社窓口において、1部1,000円(税込)で配布します。

(2) 配布期間

平成29年5月22日(月)から平成29年5月31日(水)まで。

平日：午前10時～12時、午後1時～3時

なお、土、日、祝祭日は取り扱いません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)

(4) 見積合せ参加応募書類の提出期限、場所及び方法

平成29年5月22日(月)から平成29年5月31日(水)まで。

平日：午前10時～12時、午後1時～3時

なお、土、日、祝祭日は取り扱いません。

参加応募書類の提出は下記(7)へ持参にて行うものとします。

(5) 関係法規

日本国内の関係法規、条例

(6) 応募費用

応募のために要した費用は、見積合せ参加応募者の負担とします。

(7) 担当窓口

日本空港ビルデング株式会社

施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室

〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル

電子メール facility.planning@jat-co.com

ホームページ <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

Tel 03-5757-8067

Fax 03-5757-8057

8. 見積合せ参加者の選定方法及び通知方法等

(1) 選定方法

3. ～5. に示す応募資格の各条件をすべて満たしている方を、見積合せ参加者として選定します。

(2) 通知並びに公表の時期及び方法

見積合せ参加者として選定された方につきましては、平成29年6月5日（月）頃、当社から「見積合せ参加通知書」を送付します。

なお、見積合せ参加者として選定されなかった方への通知はしませんので予めご承知願います。

また、提出された応募書類は返却しません。

9. 失格条件

以下の条件の一つに該当した場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるもの。
- (2) 提出期限内に提出されなかったもの。
- (3) 選定結果に影響を与えるような工作がおこなわれたもの。
- (4) 所定の方法以外で、関係者に直接・間接を問わず質疑し、もしくは指導を求めたもの。

但し、応募書類に関する質疑については、応募要項書に添付した質疑書をもって行うこととします。

なお、当社では調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

10. Summary

(1) Subject matter of the contract

Design and Expansion of P4 Multi-storey Car Park

(2) Application Period

From : May 22, 2017 (Mon) 10:00 A.M.

To : May 31, 2017 (Wed) 3:00 P.M.

(3) Location of Issuance and Acceptance of Application Form

Facility Planning Office / Tokyo Olympic & Paralympic Games Promotion Office

Japan Airport Terminal Co., Ltd.

3-2, Haneda Airport 3-Chome, Ohta-ku, Tokyo 144-0041, Japan

E-mail facility.planning@jat-co.com

HP <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

TEL +81-3-5757-8067

FAX +81-3-5757-8057

以上